吸収合併に係る事後開示書面

（会社法第 801 条第 1 項及び会社法施行規則第 200 条に規定する書面）

2021 年 4 月 1 日

メタウォーター株式会社

2021年4月1日

吸収合併に係る事後開示事項

東京都千代田区神田須田町一丁目25番地
メタウォーター株式会社
代表取締役社長　中村 靖

当社は、鳥電商事株式会社との間で2020年9月30日に締結した合併契約書に基づき、2021年4月1日を効力発生日として、当社を吸収合併存続会社、鳥電商事株式会社を吸収合併消滅会社とする吸収合併（以下「本合併」といいます。）を行いました。本合併における会社法第801条第1項及び会社法施行規則第200条に定める事項は、下記のとおりです。

記

1　吸収合併が効力を生じた日（会社法施行規則第200条第1号）

2021年4月1日

2　吸収合併消滅会社における事項（会社法施行規則第200条第2号）

（1）会社法第784条の2の規定による請求（株主からの本合併をやめることの請求）に係る手続の経過

吸収合併消滅会社である鳥電商事株式会社は、当社の完全子会社でしたので、会社法第784条の2の規定による手続については、該当事項はありません。

（2）会社法第785条の規定による手続（反対株主の買取請求に係る手続）の経過

吸収合併消滅会社である鳥電商事株式会社は、当社の完全子会社でしたので、会社法第785条の規定による手続については、該当事項はありません。

（3）会社法第787条の規定による手続（新株予約権買取請求に係る手続）の経過

吸収合併消滅会社である鳥電商事株式会社は、新株予約権を発行していなかったので、会社法第787条の規定による手続については、該当事項はありません。

（4）会社法第789条の規定による手続（債権者異議手続）の経過

吸収合併消滅会社である鳥電商事株式会社は、2021年2月22日付の官報に公告し、かつ、同日付で知れている債権者に対して各別に催告しましたが、異議申述期間内に異議を述べた債権者はありませんでした。

3　吸収合併存続株式会社における事項（会社法施行規則第200条第3号）

（1）会社法第796条の2の規定による請求（株主からの本合併をやめることの請求）に係る手続の経過

本合併は、会社法第796条の2ただし書に定める場合に該当し、株主に同条の

規定による請求権はないため、該当事項はありません。

（２）会社法第 797 条の規定による手続（反対株主の買取請求に係る手続）の経過

本合併は、会社法第 797 条１項ただし書に定める場合に該当し、反対株主に買取請求権はないため、該当事項はありません。

（３）会社法第 799 条の規定による手続（債権者異議手続）の経過

吸収合併存続会社である当社は、2021 年２月 22 日付の官報及び電子公告により公告しましたが、異議申述期間内に異議を述べた債権者はありませんでした。

4　吸収合併により吸収合併存続株式会社が吸収合併消滅会社から承継した重要な権利義務に関する事項（会社法施行規則第 200 条第４号）

当社は、本合併の効力発生日をもって、鳥電商事株式会社の資産、負債その他一切の権利義務を承継しました。

5　会社法第 782 条第１項の規定により吸収合併消滅株式会社が備え置いた書面に記載された事項（吸収合併契約の内容を除く。）（会社法施行規則第 200 条第５号）

別紙のとおりです。

6　会社法第 921 条の変更の登記をした日（会社法施行規則第 200 条第６号）

2021 年４月５日（予定）

7　前各号に掲げるもののほか、吸収合併に関する重要な事項（会社法施行規則第 200 条第７号）

該当事項はありません。

以上

別紙

会社法第 782 条第 1 項の規定により吸収合併消滅株式会社が備え置いた書面に記載された事項（吸収合併契約の内容を除く。）

吸収合併に係る事前開示書面

（会社法第 782 条第 1 項及び会社法施行規則第 182 条に規定する書面）

2021 年 2 月 22 日

鳥電商事株式会社

2021年2月22日

吸収合併に係る事前開示事項

鳥取県鳥取市雲山153番地36
鳥電商事株式会社
代表取締役社長　中野博之

当社は、メタウォーター株式会社との間で2020年9月30日に締結した合併契約書に基づき、2021年4月1日を効力発生日として、メタウォーター株式会社を吸収合併存続会社、当社を吸収合併消滅会社とする吸収合併（以下「本合併」といいます。）を行うこととしました。本合併における会社法第782条第1項及び会社法施行規則第182条に定める事項は、下記のとおりです。

記

1　吸収合併契約の内容（会社法第782条第1項）

2020年9月30日に当社とメタウォーター株式会社が締結した吸収合併契約の内容は、別紙1のとおりです。

2　合併対価の相当性に関する事項（会社法施行規則第182条第1項第1号）

メタウォーター株式会社は、本合併に際して、株式その他の金銭等の交付を行いませんが、メタウォーター株式会社が当社の発行済株式の全部を有することから相当であると考えております。

3　合併対価について参考となるべき事項（会社法施行規則第182条第1項第2号）

該当事項はありません。

4　吸収合併に係る新株予約権の定めの相当性に関する事項（会社法施行規則第182条第1項第3号）

該当事項はありません。

5　計算書類等に関する事項（会社法施行規則第182条第1項第4号）

（1）吸収合併存続会社についての最終事業年度に係る計算書類等の内容（会社法施行規則第182条第6項第1号イ）

別紙2のとおりです。

（2）吸収合併存続会社において最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容（会社法施行規則第182条第6項第1号ハ）

ア　メタウォーター株式会社は、同社の海外子会社である METAWATER USA, INC. を通じて、2020 年 4 月 1 日付で、現地の水処理機器供給会社である Wigen Companies, Inc.（所在地：302 Lake Hazeltine Dr. Chaska, Minnesota 55318, U.S.A.）の全株式を 2,275 百万円で取得しております。

イ　メタウォーター株式会社は、2020 年 10 月 28 日開催の取締役会の決議に基づき、同社が退職給付信託に拠出している株式につき信託管理人の同意を得たうえで、次のとおり売却を行っております。

売却株式	富士通株式会社（コード番号：6702）
売却株式数	392,966 株
売却年月日	2020 年 10 月 29 日

ウ　メタウォーター株式会社は、2020 年 11 月 25 日開催の取締役会の決議に基づき、次のとおり第三者割当による自己株式の処分及び自己株式の消却を行っております。

（ア）自己株式の処分の概要

処分期日	2021 年 1 月 15 日
処分株式の種類及び株式数	当社普通株式　88,500 株
処分価額	一株につき 2,484 円
処分総額	219,834,000 円
処分方法	第三者割当の方法による
処分先	メタウォーター従業員持株会

（イ）自己株式の消却の概要

消却株式の種類及び株式数	当社普通株式　88,500 株
消却期日	2021 年 1 月 29 日

（3）吸収合併消滅会社において最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容（会社法施行規則第 182 条第 6 項第 2 号イ）

該当事項はありません。

6　吸収合併が効力を生ずる日以後における吸収合併存続会社の債務の履行の見込みに関する事項（会社法施行規則第 182 条第 1 項第 5 号）

本合併が効力を生ずる日以後におけるメタウォーター株式会社の資産の額は、負債の額を十分に上回ることが見込まれます。また、本合併が効力を生ずる日以後における同社の収益状況及びキャッシュ・フローの状況について、同社の債務の履行に支障を及ぼすような事態は、現在のところ予測されておりません。したがいまして、本合併が効力を生ずる日以後における同社の債務の履行につきましては、その履行の見込みがあると判断します。

以上

別紙２

計算書類等

第４７期

計　　算　　書　　類

自　２０１９年４月　１日
至　２０２０年３月３１日

メタウォーター株式会社

貸借対照表

(2020年３月31日現在)

(単位：百万円)

資産の部		負債の部	
流動資産	78,604	流動負債	50,698
現金及び預金	9,907	買掛金	18,567
受取手形	578	電子記録債務	11,603
売掛金	57,964	短期借入金	272
仕掛品	3,263	未払金	3,139
貯蔵品	3,094	未払費用	2,423
その他	3,796	未払法人税等	1,820
固定資産	21,714	前受金	8,786
有形固定資産	1,312	完成工事補償引当金	861
建物及び構築物	276	受注工事損失引当金	442
機械装置	625	その他	2,781
工具、器具及び備品	318	固定負債	4,895
建設仮勘定	91	長期借入金	1,360
その他	0	退職給付引当金	3,534
無形固定資産	599	負債合計	55,593
ソフトウエア	443	純資産の部	
ソフトウエア仮勘定	144	株主資本	44,670
その他	11	資本金	11,946
投資その他の資産	19,802	資本剰余金	15,080
投資有価証券	449	資本準備金	9,406
関係会社株式	8,385	その他資本剰余金	5,674
長期貸付金	1	利益剰余金	31,932
関係会社長期貸付金	4,005	利益準備金	16
差入保証金	1,496	その他利益剰余金	31,915
前払年金費用	3,750	別途積立金	759
繰延税金資産	1,666	繰越利益剰余金	31,156
その他	47	自己株式	△14,289
		評価・換算差額等	54
		その他有価証券評価差額金	54
		純資産合計	44,724
資産合計	100,318	負債純資産合計	100,318

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

（自 2019年４月１日　至 2020年３月31日）

（単位：百万円）

科目	金	額
売上高		103,317
売上原価		84,639
売上総利益		18,677
販売費及び一般管理費		12,923
営業利益		5,754
営業外収益		
受取利息及び配当金	497	
その他	5	503
営業外費用		
支払利息	59	
固定資産処分損	9	
為替差損	54	
その他	12	135
経常利益		6,121
税引前当期純利益		6,121
法人税、住民税及び事業税	1,614	
法人税等調整額	138	1,752
当期純利益		4,368

（注） 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

（自 2019年４月１日　至 2020年３月31日）

（単位：百万円）

	株主資本							
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計
						別途積立金	繰越利益剰余金	
当期首残高	11,946	9,406	5,674	15,080	16	759	28,394	29,170
事業年度中の変動額								
剰余金の配当							△1,607	△1,607
当期純利益							4,368	4,368
自己株式の取得								
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）								
事業年度中の変動額合計	－	－	－	－	－	－	2,761	2,761
当期末残高	11,946	9,406	5,674	15,080	16	759	31,156	31,932

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	△0	56,197	49	49	56,247
事業年度中の変動額					
剰余金の配当		△1,607			△1,607
当期純利益		4,368			4,368
自己株式の取得	△14,288	△14,288			△14,288
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）			4	4	4
事業年度中の変動額合計	△14,288	△11,527	4	4	△11,522
当期末残高	△14,289	44,670	54	54	44,724

（注）　記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表
（注） 百万円単位での記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記
(1) 有価証券の評価基準及び評価方法
① 子会社株式及び関連会社株式　　移動平均法による原価法
② その他有価証券
時価のある有価証券　　期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
時価のない有価証券　　移動平均法による原価法
(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法
貯蔵品　　総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）
仕掛品　　個別法による原価法
(3) 固定資産の減価償却の方法
① 有形固定資産
定率法を採用しております。ただし、1998年４月１日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）並びに2016年４月１日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。
② 無形固定資産
定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウエアについては、社内における利用可能期間（５年）に基づいております。
(4) 引当金の計上基準
① 貸倒引当金
債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。なお、当事業年度末における計上はありません。
② 退職給付引当金
従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。
ア）退職給付見込額の期間帰属方法
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。
イ）数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法
過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年～14年）による定額法により費用処理しております。
数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年～14年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。
③ 完成工事補償引当金
請負工事の担保責任に基づく無償修理費用に充てるため、工事収益額に対する将来の見積補償額に基づいて計上しております。
④ 受注工事損失引当金
受注工事の損失に備えるため、当事業年度末の未引渡工事のうち、損失の発生が見込まれ、かつ、その損失見込額を合理的に見積ることができる工事について、当該損失見込額を計上しております。
(5) 収益及び費用の計上基準
完成工事高及び完成工事原価の計上基準
当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）を、その他の工事については工事完成基準を適

用しております。

(6) 重要なヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

金利スワップについては、特例処理の要件を満たしているため、特例処理を採用しております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段　　金利スワップ

ヘッジ対象　　借入金の利息

③ ヘッジ方針

金融機関からの借入金の一部について、金利変動によるリスクを回避するため、金利スワップ取引を採用しております。

④ ヘッジの有効性の評価の方法

金利スワップの特例処理の要件を満たしているため、有効性の判定を省略しております。

(7) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

① 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異、未認識過去勤務費用の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

② 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

2. 貸借対照表に関する注記

(1) 関係会社に対する金銭債権・債務

短期金銭債権	3,583百万円
長期金銭債権	4,005百万円
短期金銭債務	4,812百万円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額　3,603百万円

(3) 担保に供している資産

現金及び預金	769百万円
投資有価証券	38百万円
関係会社株式	482百万円
関係会社長期貸付金	577百万円

上記は、関係会社の長期借入金14,669百万円の担保に供しております。

(4) 保証債務

大阪バイオエナジー株式会社の他社からの借入金	126百万円
有明ウォーターマネジメント株式会社の履行保証保険	27百万円
会津若松アクアパートナー株式会社の履行保証保険	523百万円
佐世保アクアソリューション株式会社の履行保証保険	226百万円
空見バイオパートナーズ株式会社の履行保証保険	63百万円
秋北エコリソースマネジメント株式会社の履行保証保険	17百万円
Aqua-Aerobic Systems, Inc. の履行保証保険	1,545百万円
大船渡下水道マネジメント株式会社の履行保証保険	14百万円
御殿場小山エコパートナーズ株式会社の履行保証保険	14百万円

3. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引（収入分）	3,561百万円
営業取引（支出分）	13,096百万円
営業取引以外の取引（収入分）	490百万円

4. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式の種類および株式数

普通株式	4,200,186株

5. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産の主な発生原因は退職給付引当金、繰延税金負債の主な発生原因は退職給付信託設定益となっております。なお、評価性引当額は、233百万円であります。

6. 関連当事者との取引に関する注記

属　性	会社等の名称	議決権等の所有割合（被所有）	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（百万円）	科目	期末残高（百万円）
子会社	METAWATER USA, INC.	所有 直接 100.0%	資金の貸付	資金の貸付	492	短期貸付金	1,632
				資金の貸付	—	関係会社長期貸付金	3,462
子会社	Aqua-Aerobic Systems, Inc.	所有 間接 100.0%	債務保証	債務保証	1,545	—	—
子会社	メタウォーターサービス株式会社	所有 直接 100.0%	資金の運用	資金の運用	500	預り金	2,600
その他の関係会社	日本碍子株式会社	被所有 直接 25.3%	同社製造製品の購入 役員兼任	製品購入	958	買掛金	797
				自己株式の取得	6,804	—	—
その他の関係会社	富士電機株式会社	被所有 直接 24.4%	同社製造製品の購入	製品購入	8,292	買掛金	3,153
				自己株式の取得	7,484	—	—
その他の関係会社の子会社	富士古河E&C株式会社	なし	当社受注工事の委託	工事委託	4,706	買掛金	1,485
その他の関係会社の子会社	北海道富士電機株式会社	なし	同社受注工事の受託	工事受託	764	売掛金	671

（注）1. 記載金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。
2. 資金の貸付については、市場金利を勘案して利率を決定しております。
3. 価格等の取引条件は市場実勢等を参考に、一般取引と同様に見積書をベースにして、その都度交渉の上で決定しております。
4. 債務保証については、契約履行保証に対して行っております。
5. 自己株式の取得については、2019年10月29日開催の取締役会決議に基づき、公開買付けにより、買付価格を普通株式１株につき3,402円にて行っております。

7. １株当たり情報に関する注記

(1) １株当たり純資産額　2,058円83銭

(2) １株当たり当期純利益　178円14銭

8. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

第４７期

事　　業　　報　　告

自　２０１９年４月　１日
至　２０２０年３月３１日

メタウォーター株式会社

事　業　報　告

（自 2019年４月１日　至 2020年３月31日）

1.　当社グループの現況に関する事項

1-1.　事業の経過及びその成果

当期における我が国の経済状況は、一部に弱さが残るものの、雇用・所得環境の改善が続くなかで各種政策の効果もあり、緩やかな回復が続きました。また、世界の経済状況は、通商問題の動向、中国経済の先行き、政策に関する不確実性等のリスクがあるものの、全体としては緩やかな回復が続きました。一方で、2020年１月以降、新型コロナウイルス感染症の世界的大流行の影響により経済活動が制約され、景気は足下で急速に減速しました。

このような状況のなか、当社グループは、2020年度（2021年３月期）を最終年度とする「中期経営計画2020」の達成に向けて「①戦略開発投資」「②事業戦略（基盤分野の強化と成長分野の拡大）」「③持続的なESGの取り組み」を重点施策とし、全社を挙げて取り組んでまいりました。

国内事業においては、自治体の抱える財政難や人材不足等の課題に対して公民連携・民間活用が進展するなか、パートナー企業との戦略的提携、他社との差別化を図った技術・製品の開発とその拡販、全社的な合理化及びコストダウン等による収益改善に継続的に取り組んでまいりました。

海外事業においては、安定した市場成長が見込まれる欧米を中心とした事業展開を推進するなかで、特に米国子会社であるAqua-Aerobic Systems, Inc.を基盤として、更なる事業拡大に向けた活動に取り組んでまいりました。

当連結会計年度における当社グループの業績については、次表のとおりとなりました。

	2019年３月期 （百万円）	2020年３月期 （百万円）	増減 （百万円）	増減率 （%）
売上高	117,342	128,723	+ 11,381	+ 9.7
営業利益	7,607	8,223	+ 615	+ 8.1
経常利益	7,624	8,132	+ 508	+ 6.7
親会社株主に帰属する当期純利益	5,170	5,677	+ 506	+ 9.8
受注高	123,807	125,011	+ 1,204	+ 1.0
受注残高	142,351	138,639	- 3,711	- 2.6

当社グループの事業は、「プラントエンジニアリング事業セグメント」に基盤分野であるEPC(注１)事業及び成長分野と位置付ける海外事業が区分され、また、「サービスソリューション事業セグメント」に基盤分野であるO&M(注２)事業及び成長分野と位置付けるPPP(注３)事業が区分されております。

（注）１．EPC (Engineering, Procurement and Construction)：設計・調達・建設
２．O&M (Operation and Maintenance)：運転・維持管理
３．PPP (Public-Private Partnership)：公共サービスの提供に民間が参画する手法

（プラントエンジニアリング事業）

プラントエンジニアリング事業における業績は、次表のとおりとなりました。

EPC事業においては、売上高は好調に推移したものの、営業利益は案件構成の違い等により概ね前期と同水準にて推移しました。また、海外事業においては、売上高及び営業利益共に概ね前期と同水準にて推移しました。

	2019年３月期 （百万円）	2020年３月期 （百万円）	増減 （百万円）	増減率 （%）
売上高	65,517	72,366	+ 6,848	+ 10.5
営業利益	3,191	3,188	- 3	- 0.1
受注高	73,915	67,861	- 6,053	- 8.2
受注残高	83,047	78,542	- 4,505	- 5.4

（サービスソリューション事業）

サービスソリューション事業における業績は、次表のとおりとなりました。

O&M事業においては、売上高及び営業利益共に好調に推移しました。また、PPP事業においても、売上高及び営業利益共に好調に推移しました。

	2019年３月期 （百万円）	2020年３月期 （百万円）	増減 （百万円）	増減率 （%）
売上高	51,824	56,356	+ 4,532	+ 8.7
営業利益	4,416	5,035	+ 619	+ 14.0
受注高	49,892	57,150	+ 7,258	+ 14.5
受注残高	59,303	60,097	+ 793	+ 1.3

1-2. 資金調達の状況

特記すべき事項はありません。

1-3. 財産及び損益の状況

		第44期 2017年3月期	第45期 2018年3月期	第46期 2019年3月期	第47期 2020年3月期 当連結会計年度
売上高	（百万円）	111,688	110,895	117,342	128,723
経常利益	（百万円）	6,251	6,465	7,624	8,132
親会社株主に帰属する当期純利益	（百万円）	4,742	3,931	5,170	5,677
一株当たり当期純利益	（円）	182.95	151.65	199.46	231.52
総資産	（百万円）	120,961	122,952	132,620	119,469
純資産	（百万円）	52,260	55,042	59,031	49,592

（注）一株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式数に基づき算定しております。

1-4.　対処すべき課題

当社グループの主要事業である国内の上下水道市場では、人口減少等に起因する自治体の財政難や技術者不足が顕在化していることに加え、施設・設備の老朽化や大地震・集中豪雨等の自然災害への対策が喫緊の課題となっております。このような状況下において、PFI法改正や水道法改正（2018年12月公布）等の政府方針により、公共インフラ整備に民間の資金、技術、ノウハウを活用する公民連携や、上下水道事業体の経営強化に向けた施策として広域化の検討が進展しております。また、IoT、AI、5G等の技術革新を背景に、新たな事業機会やビジネスモデルが創出されるものと予想されます。

一方、海外の上下水道市場においては、欧米を中心に施設・設備の老朽化対策、環境規制の厳格化等が求められております。また、アジアの新興国等では人口及び水需要の増加に伴う上下水道インフラ整備の需要が高まっております。今後も各国の上下水道市場における課題やニーズを背景とした事業機会が継続されるものと予想されます。

このような事業環境を踏まえ、当社グループは、長期ビジョン（10年後の姿）の実現に向けた最初のステージとして、2020年度（2021年３月期）を最終年度とする「中期経営計画2020」を策定いたしました。2020年度の経営目標である受注高1,400億円、売上高1,300億円、営業利益90億円の達成に向けて次の３点を重点課題とし、全社を挙げて取り組んでおります。

①戦略開発投資

当社グループは、従来の開発投資に「戦略開発投資」を加え、中長期的な成長に不可欠な製品、ソリューション及び新事業の開発を進めております。「広域化＋包括化」に対するマスメリット経営においては、３センター（設備運転員訓練センター、ナレッジセンター、共通部品センター）の設置に続き、WOODAP（ウーダップ）（注）の考え方を軸として、社会の新たなニーズに対応したソリューション提案の推進に取り組んでまいります。また、ナンバーワン製品群の開発においては、緊急時及び災害時の対応として、可搬型非常用セラミック膜ろ過装置の開発に着手しており、2020年度の製品化に向けて取り組んでまいります。

（注）WOODAP（ウーダップ）：災害時の早期復旧を核とした設計・建設、運営・維持管理の考え方

②事業戦略

当社グループは、EPC事業とO&M事業を基盤分野、PPP事業と海外事業を成長分野と位置付け、事業の強化及び拡大を進めてまいります。

（基盤分野の強化）

EPC事業では、今後の更新需要を捉え、IT、3D-CAD等を活用したエンジニアリング手法の確立やコスト競争力の強化により、更なる受注拡大と収益力の向上に取り組んでまいります。また、O&M事業では、ストック機場や維持管理ノウハウの活用による安定成長や、ドローンの活用及びWBCの拡販強化等による新規事業の創出に取り組んでまいります。

（成長分野の拡大）

PPP事業では、今後の更なる公民連携の進展に向けて、これまでの実績やノウハウを活かした地域戦略を強化するとともにコンセッション（注１）案件に対応するための体質強化等に取り組んでまいります。また、海外事業では、新たにREMOVE（リムーブ）（注２）のコンセプトに基づき、引き続き欧米を戦略エリアと位置付け、米国子会社であるAqua-Aerobic Systems, Inc.を基盤として更なる事業拡大に取り組んでまいります。

③持続的なESGの取り組み

当社グループは、環境貢献度の高い事業活動を通じた社会貢献にとどまらず、企業市民として環境負荷の低減や地域貢献活動にも積極的に取り組み、国連が提唱する持続可能な開発目標「Sustainable Development Goals（SDGs）」にも貢献してまいります。また、政府が推進する働き方改革に対しては、サテライトオフィス設置、週休三日制の導入等により社員の多様なワークスタイルの実現に向けて積極的に取り組んでまいります。一方、コーポレートガバナンスにおいては、引き続き経営体制の強化に取り組むとともに、各ステークホルダーと積極的な対話を行うことにより、信頼性及び透明性の高い経営を目指してまいります。

（注）１．コンセッション：施設の所有権を移転せず、民間企業に公共インフラの事業運営権を長期にわたって付与する手法
２．REMOVE（リムーブ）：水環境市場における新たなニーズを満たすため、“水”から何かを取り除くという考え方

1-5.　主要な事業内容（2020年３月31日現在）

分　野	事業の内容
プラント エンジニアリング事業	国内外の浄水場・下水処理場等向け設備の設計・建設及びこれらの設備にて使用される各種機器類の設計・製造・販売
サービス ソリューション事業	国内の浄水場・下水処理場・ごみ処理施設向け設備の補修工事及び運転管理等の各種サービスの提供

1-6.　主要な事業所及び営業拠点等（2020年３月31日現在）

当　社	本　　社	東京都千代田区神田須田町一丁目25番地
	事 業 所	日野、名古屋
	主 要 な 営 業 拠 点	北海道（札幌）、東北（仙台）、横浜、西日本（大阪）、 中国（広島）、四国（高松）、九州（福岡）
子会社	国　　内	メタウォーターサービス株式会社（千代田区）
	国　　外	METAWATER USA, INC.　（米国）

1-7.　当社グループの従業員の状況（2020年３月31日現在）

従業員数（名）	前期末比増減数（名）
3,082	105 増

（注）１．従業員数は就業人員数です。
　　２．当社の従業員数は、2,077名（前期末比45名増）であります。

1-8.　重要な子会社の状況（2020年３月31日現在）

会　　社　　名	資本金	出資比率	主要な事業内容
メタウォーターサービス株式会社	90百万円	100%	上下水処理設備、ごみ処理設備等の運転管理
ウォーターネクスト横浜株式会社	100百万円	80%	川井浄水場再整備に関わる資金調達、設計・施工、運転・維持管理、発生汚泥の有効利用
テクノクリーン北総株式会社	50百万円	85%	北総浄水場排水処理施設整備に関わる資金調達、設計・施工、運転・維持管理
株式会社アクアサービスあいち	50百万円	60%	知多浄水場始め４浄水場排水処理施設整備に関わる資金調達、設計・施工、運転・維持管理
METAWATER USA, INC.	3.75百万米ドル	100%	北米地域における水処理プラント向け設計・施工、運転・維持管理
Aqua-Aerobic Systems, Inc.	0.5百万米ドル	100%	北米地域における水処理プラント向け設計・施工、運転・維持管理

（注）１．出資比率は、子会社を通じた間接保有分を含む比率です。
　　２．当期末時点において、特定完全子会社に該当する子会社はありません。

1-9.　主要な借入先（2020年３月31日現在）

借　　入　　先	借入残高（百万円）
株式会社横浜銀行	2,511
株式会社日本政策投資銀行	2,158
株式会社三菱UFJ銀行	1,980
株式会社ゆうちょ銀行	1,967
株式会社山口銀行	1,079
株式会社千葉銀行	835
株式会社みずほ銀行	726
かながわ信用金庫	359
湘南信用金庫	359
株式会社十六銀行	148
株式会社百五銀行	148

（注）上記借入額の大部分はプロジェクトファイナンス・ローンであり、子会社であるSPC（Special Purpose Company：特別目的会社）による借入金であります。

1-10.　剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、安定成長と経営環境の変化に対応するために必要な内部留保資金を確保しつつ、経営状況に応じた株主への利益還元を継続して行うこと、並びに剰余金の配当は、中間配当及び期末配当の年２回とすることを基本方針としております。

当期の剰余金の配当は、当期及び次期の連結業績並びに財務状況等を勘案し、2020年5月21日開催の取締役会において、期末配当を１株当たり40円と決定させていただきました。これに伴い、当期における１株当たりの剰余金の配当は、中間配当を含め71円となります。

2. 株式に関する事項（2020年３月31日現在）

① 発行可能株式総数　70,000,000株

② 発行済株式総数　25,923,500株（自己株式4,200,186株を含む）

③ 株主数　3,720名

④ 大株主の状況（上位10名）

株主名	持株数(千株)	持株比率(%)
日本碍子株式会社	5,500	25.32
富士電機株式会社	5,300	24.40
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	1,163	5.36
JP MORGAN CHASE BANK 385632	863	3.98
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	833	3.84
GOVERNMENT OF NORWAY	671	3.09
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口９）	425	1.96
野村信託銀行株式会社（投信口）	346	1.59
CREDIT SUISSE AG, DUBLIN BRANCH PRIME CLIENT ASSET EQUITY ACCOUNT	216	1.00
SSBTC CLIENT OMNIBUS ACCOUNT	212	0.98

（注）１．当社は、自己株式4,200,186株を保有しておりますが、上記大株主から除いております。また、持株比率は自己株式を控除して計算しております。

２．2019年５月９日付及び2019年８月22日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書（変更報告書）において、以下のとおり株式を所有している旨が記載されておりますが、当社として当期末時点における実質所有株式数の確認ができていないため、上記大株主の状況には含めておりません。

氏名又は名称	2019年４月30日現在		2019年８月15日現在	
	保有株券等の数(千株)	株券等保有割合(%)	保有株券等の数(千株)	株券等保有割合(%)
ノムラ インターナショナル ピーエルシー	20	0.08	―	―
野村アセットマネジメント株式会社	1,406	5.43	1,142	4.41

⑤ その他株式に関する重要な事項

当社は、株主の皆様への利益還元の更なる強化及び資本効率の向上のため、2019年10月29日開催の取締役会決議に基づき、2019年10月30日から2019年11月27日までの期間において、公開買付けにより、4,200,000株の自己株式を総額14,288,400,000円で取得いたしました。

3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

4-1. 取締役及び監査役の氏名等（2020年３月31日現在）

地　位	氏　名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長（執行役員社長）	中 村　靖	業務執行統括
取締役（執行役員副社長）	加 藤　明	業務執行統括補佐 経営企画本部長 輸出管理室長
取締役（執行役員常務）	奥 田　昇	プラントエンジニアリング事業本部長
取締役（執行役員）	山口 賢二	事業戦略本部長
取締役	坂 部　進	日本碍子株式会社 取締役専務執行役員
取締役	松村 基史	富士電機株式会社 顧問
取締役	末 啓一郎	ブレークモア法律事務所 パートナー弁護士 日本発条株式会社 社外取締役
取締役	相 澤　馨	日華化学株式会社 社外取締役
取締役	小棹 ふみ子	小棹ふみ子税理士事務所 税理士 飛島建設株式会社 社外監査役 株式会社建設技術研究所 社外取締役
常勤監査役	初 又　繁	－
監査役	植村 公彦	弁護士法人御堂筋法律事務所 パートナー弁護士
監査役	瀧本 和男	東京九段会計事務所 公認会計士 税理士

（注）１．取締役 坂部進氏、松村基史氏、末啓一郎氏、相澤馨氏、小棹ふみ子氏は、会社法第２条第15号に定める社外取締役であります。

２．監査役 植村公彦氏、瀧本和男氏は、会社法第２条第16号に定める社外監査役であります。

３．取締役 坂部進氏の兼職先である日本碍子株式会社と当社との間には、製品等の取引関係があります。同社は、当社発行済株式の総数の25.32%の株式を保有しております。

４．取締役 松村基史氏の兼職先である富士電機株式会社と当社との間には、製品・工事発注等の取引関係があります。同社は、当社発行済株式の総数の24.40%の株式を保有しております。

５．取締役 末啓一郎氏の兼職先であるブレークモア法律事務所及び日本発条株式会社と当社には、人的・資本的・取引関係はありません。そのため、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断し、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。

６．取締役 相澤馨氏の兼職先である日華化学株式会社と当社には、人的・資本的・取引関係はありません。そのため、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断し、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。

７．取締役 小棹ふみ子氏の兼職先である飛島建設株式会社と当社との間には取引関係がありますが、取引の規模は僅少であります。また、同氏の兼職先である小棹ふみ子税理士事務所及び株式会社建設技術研究所と当社には、人的・資本的・取引関係はありません。そのため、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断し、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。

８．監査役 植村公彦氏の兼職先である弁護士法人御堂筋法律事務所と当社との間で法律顧問契約を締結し、同事務所に対し、顧問弁護士料等として、2008年度から2013年度にかけて総額21百万円の報酬を支払っておりましたが、同氏が監査役に就任したと同時に、当該法律顧問契約は解消しております。そのため、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断し、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。

９．監査役 瀧本和男氏は、公認会計士及び税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。また、同氏の兼職先である東京九段会計事務所と当社には、人的・資本的・取引関係はありません。そのため、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断し、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。

10．当期中の役員の異動：取締役 福島一郎氏、西尾晃氏、監査役 加藤昌彦氏は、2019年６月25日開催の第46期定時株主総会終結の時をもって任期満了となり退任しました。取締役 奥田昇氏、山口賢二氏、監査役 初又繁氏は、2019年６月25日開催の第46期定時株主総会において新たに選任され就任いたしました。

11. 2020年４月１日付で次のとおり異動がありました。

地　　位	氏　　名	担当及び重要な兼職の状況
取　　締　　役 （執行役員副社長）	加　藤　　明	業務執行統括補佐 経営企画本部長

12. 当社は執行役員制度を導入しております。取締役を兼務していない執行役員は次のとおりであります。（2020年４月１日現在）

地　　位	氏　　名	担当及び重要な兼職の状況
執行役員常務	清　水　　誠	サービスソリューション事業本部長 メタウォーターテック株式会社 代表取締役社長
執行役員常務	酒 井　　雅 史	PPP本部長
執　行　役　員	中 村　　英 二	メタウォーターサービス株式会社 代表取締役社長
執　行　役　員	藤井　泉智夫	経営企画本部 副本部長 同 人事総務企画室長 同 CSR推進室担当 輸出管理室長、危機管理担当 メタウォーター総合研究所株式会社 代表取締役社長
執　行　役　員	髙 木　　雅 宏	営業本部長
執　行　役　員	中 川　　雅 幸	経営企画本部 財務企画室長 同 IT企画部担当
執　行　役　員	江 連　　淑 人	海外本部 副本部長 METAWATER USA, INC. 取締役副社長 Aqua-Aerobic Systems, Inc. 取締役会長
執　行　役　員	草 野　　二 男	プラント建設センター長 安全衛生統括室担当
執　行　役　員	門　脇　　進	営業本部 副本部長
執　行　役　員	山 口　　康 一	コストエンジニアリングセンター長
執　行　役　員	秋　川　　健	海外本部長 METAWATER USA, INC. 取締役社長 Wigen Companies, Inc. 取締役会長
執　行　役　員	加 藤　　達 夫	プラントエンジニアリング事業本部 副事業本部長

4-2.　責任限定契約の内容の概要

当社は、2015年６月22日開催の第42期定時株主総会の決議により定款を変更し、取締役（業務執行取締役であるものを除く。）及び監査役の責任限定契約（会社法第427条第１項）に関する規定を設けております。当該定款に基づき、当社が取締役 坂部進氏、松村基史氏、末啓一郎氏、相澤馨氏、小棹ふみ子氏及び監査役の全員と締結した責任限定契約の内容の概要は、次のとおりであります。

会社法第423条第１項の責任について、その職務を行うにつき、善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第１項に定める最低責任限度額を賠償責任の限度額とする。

4-3.　当期に係る取締役及び監査役の報酬等の額

区　　分	人　数（名）	報酬等の額（百万円）
取締役 （うち社外取締役）	11 (5)	240 (30)
監査役 （うち社外監査役）	4 (2)	40 (12)
計	15 (7)	281 (42)

（注）１．上記には、2019年６月25日開催の第46期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役２名及び監査役１名に対する報酬等を含んでおります。
２．上記には、2020年６月に支払予定の第47期に係る賞与が含まれております。

4-4.　社外役員の主な活動状況

氏　　名	出席回数（出席率）		主 な 発 言 状 況
	取締役会	監査役会	
社外取締役			
坂　部　　進	16回／17回（94%）	―	日本碍子株式会社における経営経験及び財務・会計における深い見識に基づき、必要に応じ社外の立場から意見を述べております。
松　村　基　史	17回／17回（100%）	―	富士電機株式会社における経営経験及び幅広い事業分野における深い見識に基づき、必要に応じ社外の立場から意見を述べております。
末　　啓一郎	17回／17回（100%）	―	弁護士であり、国際通商関係をはじめとする国際法務に精通しており、また、他社の社外役員を歴任していることから、当社の関連業界に偏らない広い視点を活かし、必要に応じ社外の立場から意見を述べております。
相　澤　　馨	16回／17回（94%）	―	日東電工株式会社における経営経験及び他社の社外役員として培った豊富な経験から、当社の関連業界に偏らない広い視点を活かし、必要に応じ社外の立場から意見を述べております。
小　棹　ふみ子	15回／17回（88%）	―	税務に関する専門的知見、企業会計における深い見識、また、他社の社外役員として培った豊富な経験から、当社の関連業界に偏らない広い視点を活かし、必要に応じて社外の立場から意見を述べております。
社外監査役			
植　村　公　彦	16回／17回（94%）	13回／13回（100%）	弁護士であり、会社法をはじめとする企業法務に精通しており、また、他社の社外役員として培った豊富な経験から、当社の関連業界に偏らない広い視点を活かし、必要に応じ社外の立場から意見を述べております。
瀧　本　和　男	17回／17回（100%）	13回／13回（100%）	公認会計士・税理士として企業税務に精通しており、また、他社の社外役員として培った豊富な経験から、当社の関連業界に偏らない広い視点を活かし、必要に応じ社外の立場から意見を述べております。

5. 会計監査人に関する事項

5-1. 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

5-2. 当期に係る報酬等の額

区　　分	支 払 額（百万円）
① 会計監査人としての報酬等の額	48
② 当社及び子会社が支払うべき金銭その他財産上の利益の合計額	62

（注）１．会計監査人の報酬等について監査役会が同意した理由
監査役会は、取締役、社内関係部署及び会計監査人から必要な資料を入手し、報告を受けた上で、会計監査人の過年度の活動実績を確認し、当期における監査計画の内容及び報酬見積りの算出根拠の適正性等について必要な検証を行い、検討した結果、これらについて適切であると判断したため、会計監査人の報酬等について、会社法第399条第１項の同意を行っております。
２．当社と会計監査人との間の監査契約においては、会社法上の監査と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額を区分しておらず、かつ、実質的にも区分できないことから、上記①の金額はこれらの合計額を記載しております。
３．当社の重要な子会社（1-8参照）は、当社の会計監査人以外の監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む。）の監査を受けております。

5-3. 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第２条第１項の監査証明業務以外の業務（非監査業務）として、新収益認識基準への移行に関するアドバイザリー業務等を委託しており、その対価を支払っております。

5-4. 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第１項各号のいずれかに該当し、解任が相当と認められる場合には、監査役全員の同意により解任します。

このほか、会計監査人の適格性及び独立性を害する事由等の発生により適正な職務の遂行に支障を及ぼすと認められる場合、その他解任又は不再任が適当と認められる場合には、監査役会の決定により、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を株主総会に提出いたします。

6.　業務の適正を確保するための体制及び運用状況の概要

6-1.　業務の適正を確保するための体制

当社は、会社法第362条第５項の規定に基づき、2015年４月24日開催の取締役会において同条第４項第６号並びに会社法施行規則第100条第１項各号及び第３項各号に定める体制の整備に関する基本方針について次のとおり決議しております。

当社は、会社法および会社法施行規則に基づき、当社の業務ならびに当社およびその子会社から成る企業集団（以下「当社グループ」という。）の業務の適正を確保するための体制に関する基本方針を次のとおり定める。

1.　当社の取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

(1)　当社は、次のコーポレートガバナンス体制により、経営の透明性および健全性の確保を図る。

① 経営責任の明確化と経営環境の変化への迅速な対応を図るため、取締役の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

② 経営監督および経営監査機能の強化ならびに重要な業務執行にかかる経営判断プロセスの妥当性の確保を図るため、これにふさわしい資質を備えた社外役員を招聘する。

(2)　当社は、当社役職員に対し、経営理念および行動規範の周知徹底を図る。

(3)　当社は、次のとおりコンプライアンス体制を確立し、推進する。

① コンプライアンス規程を制定するとともに、審議機関としてCSR委員会を設置する。

② 規制法令ごとに社内ルール、監視、監査、教育の各側面において、役割、責任を明確にしたコンプライアンスプログラムをCSR委員会の承認により制定し、年間計画に基づき実施するとともに、その実績をCSR委員会に報告する。

③ 取締役および監査役は、その職務の執行において必要とされる法令に関する研修に参加する。

④ 通常の業務ラインとは独立したルートを通じて、使用人等からコンプライアンス対応部門および社外弁護士への通報を容易にする内部通報制度を設置することにより、法令、定款、社内ルールに違反する行為の未然防止および早期発見を図り、運用規程に基づき適切な対応を行う。

(4)　当社は、反社会的勢力に対応するための基本方針および規程を制定し、市民生活の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力および団体の排除に向け、組織的な対応を図る。

(5)　当社は、社長直轄の内部監査部門を設置し、実効性の高い内部監査を実施する。

2.　当社の取締役の職務の執行にかかる情報の保存および管理に関する体制

当社は、文書管理規程を制定し、当社の重要な業務執行にかかる記録等を確実に保存および管理し、取締役および監査役が当該記録等の内容を知り得ることを保証する。

3. 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

(1) 当社は、経営に影響を及ぼす可能性のあるリスクに関して、リスク管理規程を制定し、適切なリスク管理体制を整備する。

(2) 当社は、大規模災害、重大事故、重大不祥事等の緊急事態の発生に備え、危機管理担当役員を任命するとともに、緊急時対応要領を策定し、緊急時の体制を整備する。

4. 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(1) 当社は、取締役会決議により業務執行取締役の担当業務を定めるとともに、取締役会規則および職務権限規程により、業務執行にかかる意思決定に関する権限と責任の所在を明確にする。

(2) 当社は、当年度および中期の経営計画を策定し、定期的に進捗状況を確認し、評価および見直しを行う。

5. 財務報告の信頼性を確保するための体制

金融商品取引法に定める財務計算に関する書類その他の情報の適正性を確保するため、当社は、財務報告にかかる内部統制の構築、評価および報告に関し適切な運営を図るとともに、その評価結果を取締役会に報告する。

6. 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

(1) 当社は、関係会社管理規程に基づき、子会社の予算、営業成績、財務状況、経営課題その他重要な情報を、子会社の規模や重要度に応じ、当社への定期的な報告事項とし、経営上の重要な事項については、当社の承認を要するものとする。

(2) 当社は、当社の経営方針、戦略等の徹底および子会社の経営の掌握、指揮の一環として、必要に応じて当社役職員を子会社の取締役に選任する。

(3) 当社は、子会社に対する監査の実効性を確保するため、必要に応じて当社役職員を子会社の監査役に選任するとともに、当社の内部監査部門は、当社監査役と相互に連携し、子会社の規模や重要度に応じ、内部監査を実施する。

(4) 当社は、当社グループの役職員を一体として法令遵守意識の醸成を図るため、コンプライアンス規程および当社グループの役職員の行動規範を定めるとともに、コンプライアンス教育の実施や助言、指導を行う。当社の内部通報制度については、子会社の役職員も利用可能とする。

(5) 当社は、当社グループ全体の適切なリスク管理を実施するため、リスク管理規程を定め、子会社の規模や重要度に応じたリスク管理体制を整備する。

(6) 当社は、子会社の業務の適正性および効率性を確保するため、関係会社管理部門を設け、関係会社管理規程に基づき、当社と子会社間における協議、情報共有、指導、伝達、支援等が滞りなく行われる体制を構築する。

7. 当社の監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項

(1) 当社は、監査役の職務を補助すべき使用人を置くことを監査役が求めた場合には、監査役補助者を任命し、その決定には常勤監査役の意見の反映に努める。

(2) 当該使用人は、監査役の職務を補助するに際しては、監査役の指揮命令に従い、取締役会あるいは取締役等からの指揮命令は受けないこととする。

8. 当社グループの役職員が当社の監査役に報告するための体制

当社は、当社グループの役職員の監査役に対する報告等に関する規程を制定し、監査役が、その職務執行において必要な情報を円滑かつ適切に収集することを可能とするための体制の整備として次の事項を定める。

① 業務執行上の意思決定に関する重要な会議への監査役の出席の機会の確保、監査役に対する定期的な報告および重要書類の回付等、当社グループの役職員の業務執行にかかる情報収集を可能とする具体的手段を定める。

② 当社グループの役職員は、法令、定款等に違反する事実、当社または子会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見した場合には、直ちに当該規程に定める方法により当社監査役に対して報告を行う。

③ 当社グループの役職員が当社監査役に対して報告したことを理由とする不利な取扱いを禁止し、当該報告者の保護を図る。

9. その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(1) 当社は、経営の透明性および健全性を確保するため、監査に必要な専門知識および経験を備えた社外監査役を招聘する。

(2) 当社は、監査役、内部監査部門および会計監査人の各監査機能の連携強化を進め、監査の実効性の確保を図る。

(3) 当社は、監査役が職務の執行に必要であるとあらかじめ求める費用について予算を設けるとともに、監査役が、当該予算を超えて、弁護士、公認会計士その他の専門家に対する相談および調査等のための費用を請求するときは、当社は、当該監査役の職務の執行に必要でないことを証明した場合を除き、当該請求に応じる。

以　上

6-2.　業務の適正を確保するための体制の運用状況

当期における主な運用状況の概要は以下のとおりです。

① コンプライアンス体制

・前期に見直した企業理念「続ける。続くために。」を実現するための「続続プロジェクト」を実施し、メタウォーターグループ企業行動憲章とともに、当該理念の当社グループの役職員に対する周知徹底を図っております。

・規制法令及び社内ルールの遵守を図るため、メタウォーターグループコンプライアンス規程に基づきコンプライアンスプログラムを制定し、年間計画に基づいた教育等を実施するとともに、その実績をCSR委員会へ報告しております。

・内部通報制度（ヘルプライン制度）を設け、当社グループの役職員からの通報、相談を受け付け、運用規程に基づき適切な対応をとっております。また、外部の通報窓口を設置し、通報者が通報しやすい環境を構築しております。

② リスク管理

・メタウォーターグループリスク管理規程に基づき、当社グループのリスクの洗い出しと分析、評価を行い、CSR委員会へ報告しております。

・危機、災害等の緊急事態への備えを強化するため、メタウォーターグループ事業継続マネジメント（BCM）規程に基づく事業継続計画（BCP）を再構築し、BCM推進部会において継続的な改善を行っております。

③ 取締役等の職務の執行の効率性の確保

・取締役会規則及び職務権限規程に基づき、取締役会における決議事項等の意思決定のルールを明確化しております。

・「コーポレート・ガバナンスに関する基本方針」を制定し、経営の透明性・健全性・効率性を高めるべく、取締役会の実効性について分析・評価を行う等、当該基本方針に定めた事項を実施しております。

・取締役候補者の指名、取締役の報酬等の決定等に係る取締役会の独立性・客観性の強化を目的とし、指名・報酬等諮問委員会を設置しております。

④ 財務報告に係る内部統制

・財務報告に係る内部統制運営規程に基づき、当社及び連結子会社の内部統制システム全般の整備・運用状況を当社の内部監査部門が評価し、その結果を取締役会に報告しております。

⑤ グループ会社管理

・メタウォーターグループ関係会社管理規程に定める決裁事項に基づき、子会社からの起案を受け、当社において必要な決裁を行っております。また、同規程に基づき子会社の財務状況、経営課題その他重要な情報について、子会社から報告を受けております。

・内部監査規程に基づき、当社の内部監査部門が子会社に対する内部監査を実施しております。

⑥ 監査役監査の実効性の確保

・監査役は、当社及び関係会社の役職員から監査に必要な情報について随時報告を受けるとともに、業務執行の意思決定に係る重要な会議へ出席しております。また、内部監査部門及び会計監査人は、監査役との間で定期的に情報交換を行うなど連携を密にして、監査の実効性の向上を図っております。

・監査役会及び各監査役がその職務を適切に遂行することができるよう、監査役を補助する使用人を配置しております。また、監査役の協議により職務上必要と見込まれる費用については、予算を計上しております。

監 査 報 告 書

当監査役会は、2019年4月1日から2020年3月31日までの第47期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2．監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年5月21日

メタウォーター株式会社　監査役会

常勤監査役　初又　繁

社外監査役　植村　公彦

社外監査役　瀧本和男

独立監査人の監査報告書

２０２０年5月１８日

メタウォーター株式会社
取締役会　御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所
指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　伊藤正広
指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　大貫一紀

監査意見

当監査法人は、会社法第４３６条第２項第１号の規定に基づき、メタウォーター株式会社の２０１９年４月１日から２０２０年３月３１日までの第４７期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上